

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 10. 13

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## 選挙関連新聞などの配付方法に関する制限・禁止案内

- ◎ 特定候補者や政党に有・不利な記事が掲載された新聞や雑誌などの刊行物を普段配付している方法と範囲を越えて配付することはできません。

何人(なにびと)も選挙に関する記事を掲載した新聞・雑誌または機関・団体・施設の会報や機関紙その他刊行物を通常方法外の方法で配付したり、その記事をコピーして配付することはできません。

ここで“選挙に関する記事”というのは選挙と関連したすべての記事を言うのではなく、候補者の当落に影響を与えたり特定政党に有利・不利な選挙関係記事を意味します。また、“通常方法外の方法で配付”というのは本来の発行目的およびその目的遂行のために普段配付する方法と範囲を越えて選挙広報物化しようとする例外的な配付方法を意味します(公職選挙法第95条)

### 新聞配付関連法院判例

- ⇒ 特定候補者に対する不利な内容の記事を掲載した新聞を普段の発行部数より多く発行して普段は配付しない地域に配付したり従来配付している所にも多量の新聞を配付するのは公職選挙法に違反する  
(大法院 2000.12.8.2000 ㉞ 4600)

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が  
オープンしました。